「佐賀県産業スマート化センター運営業務」業務委託に係る企画提案 競技(プロポーザル方式)募集要領

令和7年度に実施する「佐賀県産業スマート化センター運営業務」(以下「本業務」という。)に係る委託先事業者の選定にあたり、この要領に基づき企画提案競技(プロポーザル方式)の募集を行う。

第1 委託業務の概要

別紙「『佐賀県産業スマート化センター運営業務』業務委託仕様書」のとおり。 なお、本事業は以下の成果目標達成を目指して事業を実施することとする。

- (1) 佐賀県産業スマート化センター及びサテライト拠点の利用者数(セミナー、イベント、人材育成等の参加者数含む)及びセンターへの相談等を目的とした企業訪問等による相談者数 3,800人
- (2) 佐賀県産業スマート化センターを利用して DX 認定を申請した企業数 3件
- (3) 佐賀県産業スマート化センターを利用して IT ツールを導入した企業数 (テスト 検証を含む。) 30件

第2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

第3 委託契約額の上限

55,069 千円 (消費税及び地方消費税額を含む)を上限とする。

第4 参加の形態及び資格要件

企画提案競技(プロポーザル方式)に参加する者は、単独又は共同提案によるものとし、資格要件は次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。なお、共同 事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に 関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。

また、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 単独提案の場合
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
 - ② 佐賀県発注の契約に係る指名停止処置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
 - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)。
 - ④ 審査会の日から6か月前から現在までの間、金融機関等において不渡りした者でないこと。
 - ⑤ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。及び 次のイ及びウに掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接 的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑥ 共同事業体の構成員でないこと。
- (2) 共同提案の場合
 - ① 必ず代表者(幹事者)又は代表となる団体等を定めること。
 - ② すべての構成員は、(1)の①~⑥の要件を満たすこと。
 - ③ すべての構成員は、他の共同事業体の構成員でないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

第5 提出書類等

- 1 提出する書類 (PDF 形式) 及び提出期限
- (1)参加資格審査関係書類(各1部) 令和7年2月28日(金)12時必着
 - ① 参加申込書(単独提案:様式1-1、共同提案:様式1-2)
 - ② 誓約書 (様式 2)
 - ③ 会社概要(任意様式) ※法人の概要がわかるパンフレット等
 - ④ 業務実績書(様式3)
- (2)参加資格の確認結果は、令和7年3月11日(火)までに通知する。
- (3) 企画関係書類(各1部) 令和7年3月14日(金)12時必着
 - ① 企画提案書

ア様式

A4サイズで、任意様式とする。

ページ番号は表紙及び目次を除いて通し番号とし、各ページの下部に記載すること。

イ 盛り込むべき内容

- a 別紙「『佐賀県産業スマート化センター運営業務』業務委託仕様書」 (以下「仕様書」という。)中の「第3 委託業務の内容」における公益 財団法人佐賀県産業振興さが産業ミライ創造ベース(以下、「RYO-FU BASE」という。)としての施策フェーズへの認識や問題意識も踏まえ、サ テライト拠点を含めて、佐賀県産業スマート化センターをどのような施設 にしたいのか目指す姿を示すとともに、どういった体制でその姿を実現す るのか分かるように記載すること。
- b 別紙仕様書の趣旨を踏まえ、同仕様書中「第2 スマート化センターの 概要」及び「第3 委託業務の内容」に示す項目を参考に整理し、業務の 具体的な内容やスケジュールはもちろん、提案内容に付随する運営体制や ワークフローといった実施方法が分かる事項をすべて盛り込んで作成する こと。
- c 別紙仕様書中の「第3 委託業務の内容 3 DX やデジタル技術に関する セミナーやイベント等の実施」については、セミナー・イベント・支援案 や共催相手、県内企業等との協力体制、開催により見込める効果、開催に あたり想定される運営体制等について具体的に記載すること。
- d 別紙仕様書中の「第3 委託業務の内容 4 スマート化センターによる DX の普及・啓発活動 | 及び「第3 委託業務の内容 11 広報業務|

については、どのような目的・効果・手法・メディア等により普及・啓発活動を行っていくのか具体的に記載すること。なお、目標とする記事の作成件数を記載すること。

e 別紙仕様書中の「第3 委託業務の内容 6 佐賀県内の IT コミュニティの形成・活動支援」については、どのような目的・効果・手法・メディア等により普及・啓発活動を行っていくのか具体的に記載すること。なお、各コミュニティに対する想定する支援内容や想定支援件数を具体的に記載すること。

② 実施体制図

ア様式

任意様式とする。

イ 盛り込むべき内容

以下のとおり、本業務を履行する体制などについて記載すること。

- ・ 佐賀県産業スマート化センターに配置する佐賀県産業スマート化センター運営責任者、アドバイザー等の業務実施体制。特に、年度を通して安定的に職員を配置し、サービス提案内容を確実に履行できる実施体制を確保できることに関する具体的な説明。
- ・ 企画提案者の佐賀県産業スマート化センター運営業務に対する支援体制
- ・ 主な再委託先や委託業務遂行上のパートナーなどとの関係図
- ・ 追加予定のサテライト拠点や各々の機能、想定される役割分担(なお、 既に佐賀県産業スマート化センターのサテライト拠点として承認を得てい る企業以外のサテライト拠点候補を記載する場合、企画書提出時点でこれ ら企業や施設等から合意を得ている必要はなく、候補としての提示で構わ ない。)

③ 費用積算内訳書

ア様式

A4サイズで、任意様式とする。他の提出書類とは別冊とすること。

公益財団法人佐賀県産業振興機構さが産業ミライ創造ベース宛てとし、企 画提案者の商号又は名称、代表者職氏名を記載すること。

イ 盛り込むべき内容

次に例示する内容を参考とし、本業務の履行に要する経費をすべて盛り込んで委託契約額の上限の範囲内で見積もること。

- a 人件費(給与及び社会保険料等)
- b 管理運営に要する経費
 - ・ 電話料 (電話機賃借料含む、インターネット電話等により整備すること)
 - ・ 施設内備品の賃借料、購入費(パソコン、プリンター、机、イス等。 レイアウト変更が必要な場合は変更に要する経費を含む。)
 - 図書、雑誌、資料等購入費
 - 物品の修理が発生した場合の費用
 - ・ インターネットの利用に関する経費(プロバイダ利用料、光通信利用 料等)
 - ・ 広報に要する経費
 - コピー料金
 - 封筒、名刺、施設案内等作成費購入費
 - その他必要な旅費、通信運搬費、消耗品購入費、賃借料、委託料等

- c 利用者に対するサービス提供に要する経費 提供するサービス毎に必要な経費を記載すること。
- d その他、本業務の履行に要する経費
 - 一般管理費
 - 損害保険料
 - その他必要な通信運搬費、消耗品購入費、賃借料、委託料等
- e 消費税及び地方消費税相当額
- 2 提出方法及び提出先
- (1)提出方法

メールもしくは任意のファイル共有サービス

(2) 提出先

₹840-0826

佐賀県佐賀市白山2丁目1番12号

公益財団法人佐賀県産業振興機構

さが産業ミライ創造ベース (RYO-FU BASE) 担当者:西村

MAIL: info@ryofubase.jp

- 3 留意事項
- (1) 提案書等は提案者 1 者につき 1 提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、 引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものと する。
- (2) 企画提案書の受領後、RYO-FU BASE が必要であると判断した場合には、補足資料等の提出を求めることがある。
- (3) 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。
- 第6 企画提案競技(プロポーザル方式)に係るスケジュールと内容
 - (1) 公募要領の公表

令和7年2月12日 (水) に RYO-FU BASE のホームページで公表する。

(3) 書類の提出

「第5 提出書類等」のとおり。

(4) 企画提案競技 (プロポーザル方式) の開催

ア 委託先の選定

企画提案競技(プロポーザル方式)のプレゼンテーションを、令和7年3月21日(金)に実施する。

プレゼンテーションの内容と、企画提案書の内容を総合的に審査し、最も優秀な 提案を行ったものを選定する。

なお、プレゼンテーションの時間、場所は参加者に別途通知する。

イ 選定基準

企画提案の審査は、別に定める基準に基づき審査する。

ウ 結果通知日

令和7年3月25日(火)を予定。

工 通知方法

審査結果は、文書によりすべての参加者に通知する。電話等による問合せには、 一切応じない。

オ その他

プレゼンテーション方法については、特に指定はないが、PowerPoint 等を用いて実施したい場合は、RYO-FU BASE においてパソコン、プロジェクター及びスクリーンを準備するため、事前に連絡すること。

第7 業務の委託契約

- (1)審査により選定された者と仕様の細部や契約金額等について協議が成立した場合、 当該業務に係る随意契約を締結する。なお、随意契約においては、改めて仕様書を作 成し、見積書の提出を依頼する。
- (2)審査の結果、選考された者と委託契約を締結することとなることから、契約に必要な資料の提供に協力すること。
- (3)委託費については事業終了後、請求により支払うものとするが、前金払(委託費の 30%以内を上限とする。)も可能とする。

第8 契約の締結

令和7年4月1日(予定)

第9 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 企画提案書の提出後に本実施要領「第4 参加の形態及び資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) 他の参加者の協力者となった場合
- (5) その他、本募集要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

第10 その他留意事項

- (1) 佐賀県産業スマート化センターの見学を希望する場合には、あらかじめ RYO-FU BASE 或いは佐賀県産業スマート化センターに連絡し、見学日時の指定を受けること。
- (2) 企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は選定作業等、必要な範囲において複製することがある。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (6) 企画提案競技(プロポーザル方式)に関する問い合わせは電話・メールで受け付ける。また、質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。
- (7) 令和7年2月定例県議会において、令和7年度佐賀県一般会計予算が議決されなかった場合にあっては、本業務の委託手続きについて中止の措置を行うものとする。 なお、議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、本業務に係る準備のために要した費用については、一切補償しないものとする。

第11 担当課(書類の提出先及び問い合わせ先)

公益財団法人佐賀県産業振興機構

さが産業ミライ創造ベース (RYO-FU BASE) 担当者: 西村 所在地 〒840-0826 佐賀県佐賀市白山2丁目1番12号

電話:0952-25-8822

MAIL: info@ryofubase.jp